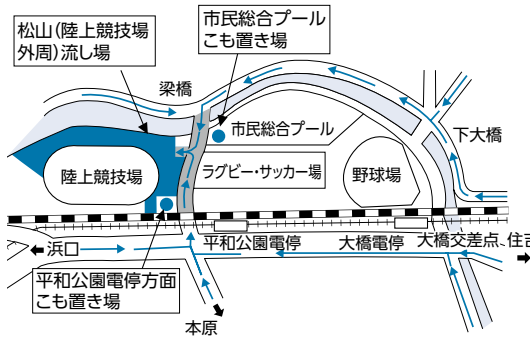


流し場のコースと交通規制

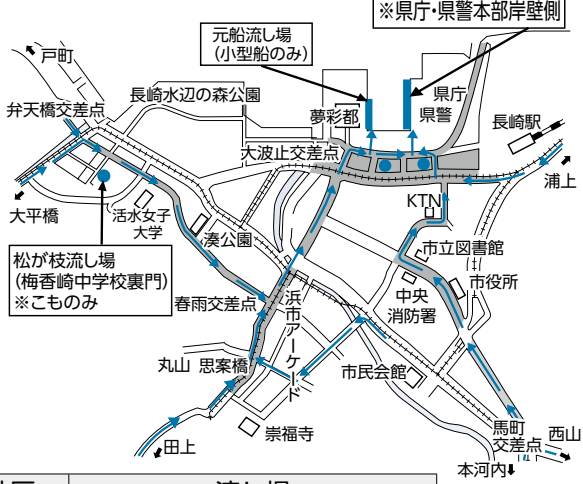
流し始めは8月15日(木)の午後6時です
「精霊流し」のお知らせ

流し場付近は、下図のとおり午後6時ごろから終了まで、車両通行止めの区間()があります。
※(→)は精霊船の通行方向、(●)は、こも置き場

松山流し場



尾上・元船・松が枝流し場



上図以外の主な流し場、こも置き場

地区	流し場	地区	流し場
日見	日見公園	小神	地域センター前埋立地
東長崎	東部下水処理場前	本河内	本河内第2遊園、旧街道の峠
丸尾	旭町海岸(十八銀行付近)	木場	木場町公民館前
現川	鉄道橋下	川平	六枚板
茂木	片町、千々、大崎、宮摺	香焼	岩崎鼻埋立地など
飯香浦	海岸	三和	漁協蚊焼支所横など
太田尾	バス停前	野母崎	野母崎診療所裏など
山川河内	山川河内橋	高島	西海岸グラウンド駐車場
潮見	海岸	琴海	小口住吉神社下船揚場など
田手原	田手原、六本松、早坂	外海	神ノ浦港など
戸町	南部下水処理場	伊王島	馬込教会臨時駐車場
土井首	えがわ運動公園	三川	三川橋
深堀	深堀町6丁目 埋立地	昭和町	浦上浄水場入り口
滑石	北陽公園	立神	立神バス発着所前



地図上で場所と受付時間を確認

※青色の流し場は、小型船(全長2m未満)のみ

マナーを守りましょう

- ◎道路や歩道などに、花火や爆竹の空き箱など多くのごみが放置されています。ごみのポイ捨てはやめて必ず持ち帰りましょう。
- ◎やびや・連発式花火など、けがや火災の原因となる花火は使わないでください。花火を人や車両に向けて使うと、処罰されます。また、流し場内は花火禁止です。
- ※道路で船を作る場合や全長2m以上の船を流す場合は、警察署の道路使用許可が必要です。船の規格や許可に関して、詳しくは最寄りの警察署へお尋ねください。

注意！粗大ごみの搬入ができません

次の期間中は、東工場への可燃粗大ごみの搬入ができません。※西工場は通常どおり搬入可。
【搬入できない期間】8月16日(金)～24日(土) ※可燃粗大ごみは8月26日(月)から搬入可。
【搬入できないごみ】一般廃木材、畳、植木・草類、布団、カーペット、家具・木製いす、建具など
【搬入の問い合わせ】東工場(☎830-2040)

●問い合わせ●
「コースと交通規制」最寄りの警察署
「流し場」廃棄物対策課 ☎829・1159